

第 号
年 月 日

様

軽米町長



軽米町移住支援金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった軽米町移住支援金について、下記のとおり交付することを決定したので、軽米町移住支援金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

交付決定額 円

（備考）

- 1 軽米町は、軽米町移住支援金交付要綱第8条の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・ 虚偽の申請等をした場合：全額
 - ・ 移住支援金の申請日から3年未満に軽米町から転出した場合：全額
 - ・ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - ・ 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に軽米町から転出した場合：半額（就業の場合）
 - ・ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- 2 軽米町は、軽米町移住支援金交付要綱第7条の規定に基づき、いわて暮らし応援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、いわて暮らし応援事業に関する報告及び立入調査を求めることがあります。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - ・ この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・ 移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・ 移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
 - ・ この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・ 移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--